

平成 23 年 9 月 5 日

教職員，学生，関係者の皆様

〔 電力使用抑制対策本部
本部長 鈴木 邦雄 〕

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限の緩和に伴う本学の対応について

電気事業法第 27 条に基づく電気の使用制限（以下「使用制限」という。）への対応として、本学においては平成 23 年 5 月 30 日付「横浜国立大学の夏期の電力使用抑制対策について(要請)」（以下「電力使用抑制対策」という。）のとおり実施しているところではありますが、平成 23 年 9 月 9 日(金)を最後にこの使用制限を解除することが 9 月 5 日に経済産業省から公示されました。このことから、本学の電力使用抑制対策実施期間も平成 23 年 9 月 9 日(金)をもって終了させていただきます。

この間、皆様には電力使用抑制について多大なご協力をいただき、おかげさまで最大電力が昨年度から約 27%の削減となり、15%の削減目標を大きく上回る結果となりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

なお、使用制限の解除後も 9 月中下旬までの残暑を考慮し、15%の需要抑制は努力目標として残ること、また、省エネ及び経費削減の観点からも、関係する皆様方におかれましては、無理のない範囲で 9 月末まで引き続き節電に努めていただきますようお願い致します。

本件についての連絡先

施設部施設整備課電気整備係 内線 3094